

「第6回デジタルインフラ整備中国地域協議会」資料

中国総合通信局からのお知らせ

令和 7 年 9 月 9 日

総務省 中国総合通信局

≪目次≫

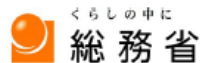
- 1 「令和5年度末ブロードバンド基盤整備率調査」の調査結果 . . . 3
- 2 BBユニバーサルサービス制度の概要 . . . 12

1 「令和5年度末ブロードバンド基盤整備率調査」 の調査結果

「令和5年度末ブロードバンド基盤整備率調査」の調査結果

4

報道資料



MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和7年8月22日

「令和5年度末ブロードバンド基盤整備率調査」の調査結果

総務省では今後の情報通信基盤の更なる普及発展のため、毎年度ブロードバンド基盤の整備率の調査を行っています。

今般、令和5年度末の光ファイバの世帯整備率の調査結果をとりまとめましたので、公表します。

1 ブロードバンド基盤整備率調査

自らの設備で一般加入者向けにブロードバンドサービスを提供する電気通信事業者（地方公共団体等が整備した設備をIRU契約で借り受けてサービス提供している電気通信事業者も含む。）を対象にブロードバンドサービスエリア調査を行い、当該事業者情報等に基づき、総務省において、エリア内の推計利用可能世帯数を総世帯数で除した結果（小数点第三位以下を四捨五入）をとりまとめたもの

（注）今年度から光ファイバ整備率の推計手法を見直しているため、従来のブロードバンド基盤整備率調査の数値と単純に比較することはできません。

事業者情報等から一定の仮定の下で推計しているため、誤差が生じる場合があります。

また、実際の提供状況は、提供エリアの地理的条件や建物の設備状況により異なる場合があります。

2 調査基準日

令和6年3月31日（日）

3 公表資料

令和5年度末光ファイバ整備状況（別紙）

総務省HP 電気通信政策の推進 ブロードバンド基盤の整備（1）ブロードバンド基盤の整備状況（以下URL）にて令和5年度末FTTH世帯カバー率（都道府県及び市区町村別）を掲載します。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/broadband/index.html

<連絡先>

総合通信基盤局

電気通信事業部 基盤整備促進課

梅田課長補佐、須田係長、大村官

電話：03-5253-5866

E-mail：ubas@soumu.go.jp

令和7年8月22日 報道発表

総務省 | 報道資料 | 「令和5年度末ブロードバンド基盤整備率調査」の調査結果

<注意>

今年度から光ファイバ整備率の推計手法を見直しているため、従来のブロードバンド基盤整備率調査の数値と単純に比較することができません。

光ファイバ整備状況

光ファイバの整備率（世帯カバー率）は、令和6年3月末で97.09%（未整備約162万世帯）まで整備されている。

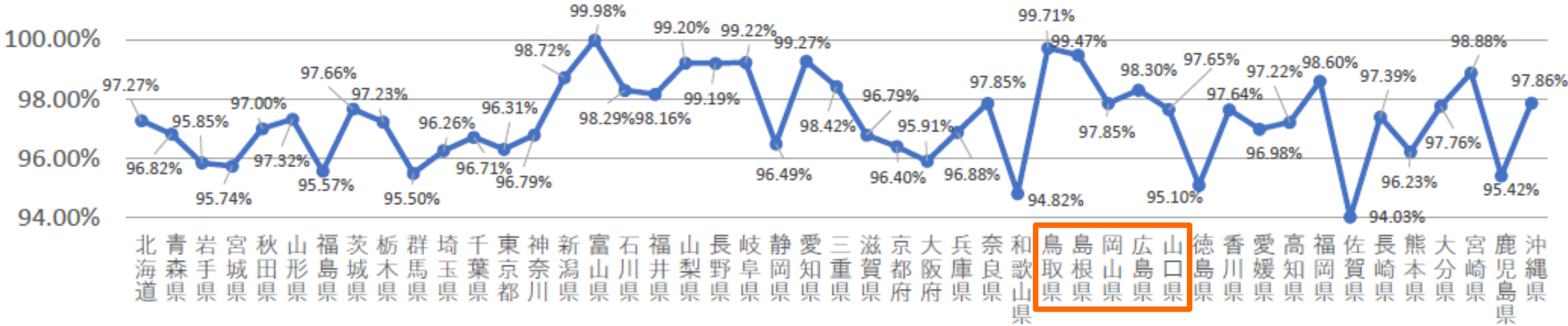
全国の光ファイバ整備率（推計値）

令和6年3月末 **97.09%**
(未整備約162万世帯)

※ 今年度から光ファイバ整備率の推計手法を見直し（事業者の整備状況報告基準を変更等）

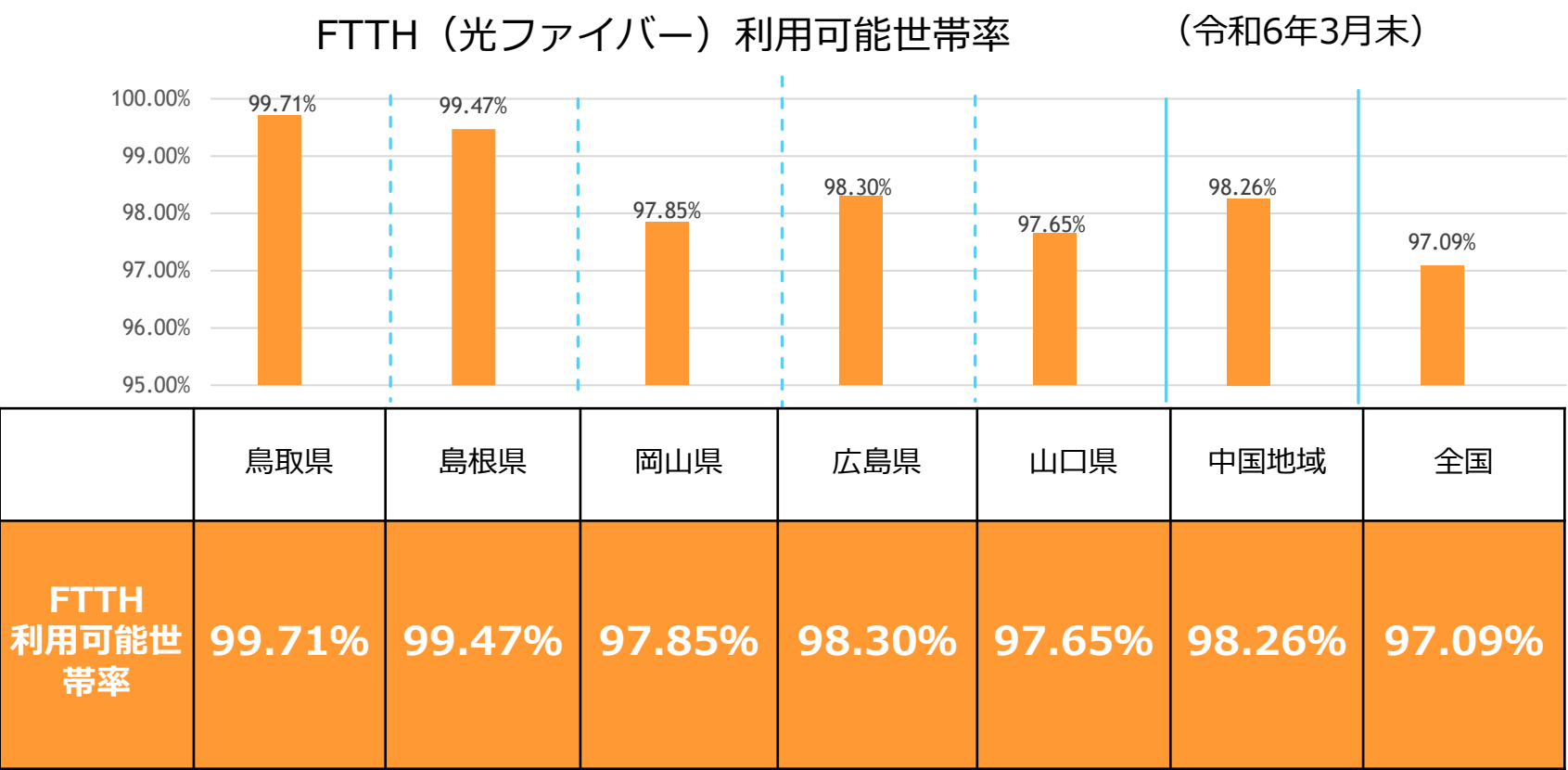
※ 国勢調査等に基づき、事業者情報等から一定の仮定の下に推計したエリア内の利用可能世帯数を総世帯数で除したものの（小数点第三位以下を四捨五入）。

都道府県別の光ファイバ整備率（推計値）



FTTH(光ファイバ)利用可能世帯の状況(2024年3月末現在)

- 中国地域のFTTH（光ファイバ）利用可能世帯率は98.26%であり、全国平均の97.09%を1.17ポイント上回っている。
※FTTH(Fiber To The Home): 光回線通信サービス。27年度末までに世帯カバー99.9%が政府目標。
- 未整備地域の残る市町村は62。



15未整備地域の残る市町村数 (令和6年3月末現在)	
鳥取県	7
島根県	7
岡山県	17
広島県	16
山口県	15
中国地域 合計	62

※ 総務省調べ。以上のデータは、事業者情報をもとに一定の仮定の上で推計・作成したものであり、一部実態と異なる場合がある。

中国管内市町村の整備状況：鳥取県（99.71%）

鳥取県	岩美町	100.00%
鳥取県	境港市	100.00%
鳥取県	琴浦町	100.00%
鳥取県	江府町	95.00%
鳥取県	三朝町	100.00%
鳥取県	若桜町	95.25%
鳥取県	倉吉市	100.00%
鳥取県	大山町	100.00%
鳥取県	智頭町	95.00%
鳥取県	鳥取市	99.47%
鳥取県	湯梨浜町	100.00%
鳥取県	南部町	100.00%
鳥取県	日吉津村	100.00%
鳥取県	日南町	99.88%
鳥取県	日野町	99.63%
鳥取県	伯耆町	100.00%
鳥取県	八頭町	99.80%
鳥取県	米子市	100.00%
鳥取県	北栄町	100.00%

中国管内市町村の整備状況：島根県（99.47%）

島根県	安来市	100.00%
島根県	隠岐の島町	96.19%
島根県	雲南市	100.00%
島根県	益田市	100.00%
島根県	奥出雲町	100.00%
島根県	海士町	95.00%
島根県	吉賀町	100.00%
島根県	江津市	100.00%
島根県	出雲市	100.00%
島根県	松江市	100.00%
島根県	西ノ島町	95.00%
島根県	川本町	95.00%
島根県	大田市	93.22%
島根県	知夫村	95.00%
島根県	津和野町	100.00%
島根県	飯南町	100.00%
島根県	美郷町	95.00%
島根県	浜田市	100.00%
島根県	邑南町	100.00%

中国管内市町村の整備状況：岡山県（97.85%）

岡山県	井原市	99.97%
岡山県	岡山市中区	99.03%
岡山県	岡山市東区	96.68%
岡山県	岡山市南区	98.36%
岡山県	岡山市北区	99.17%
岡山県	笠岡市	95.85%
岡山県	吉備中央町	100.00%
岡山県	久米南町	92.22%
岡山県	鏡野町	100.00%
岡山県	玉野市	97.55%
岡山県	高梁市	99.91%
岡山県	勝央町	100.00%
岡山県	新見市	100.00%
岡山県	新庄村	100.00%
岡山県	真庭市	99.70%
岡山県	瀬戸内市	96.93%
岡山県	西粟倉村	100.00%
岡山県	赤磐市	97.78%
岡山県	浅口市	100.00%
岡山県	倉敷市	99.45%
岡山県	早島町	97.18%
岡山県	総社市	88.49%
岡山県	津山市	89.46%
岡山県	奈義町	97.01%
岡山県	備前市	88.51%
岡山県	美咲町	100.00%
岡山県	美作市	99.72%
岡山県	矢掛町	100.00%
岡山県	里庄町	100.00%
岡山県	和気町	95.76%

中国管内市町村の整備状況：広島県（98.30%）

広島県	安芸高田市	99.98%
広島県	安芸太田町	93.98%
広島県	海田町	99.82%
広島県	熊野町	97.67%
広島県	呉市	97.70%
広島県	広島市安芸区	99.05%
広島県	広島市安佐南区	99.76%
広島県	広島市安佐北区	96.43%
広島県	広島市佐伯区	99.11%
広島県	広島市西区	99.46%
広島県	広島市中区	98.92%
広島県	広島市東区	99.84%
広島県	広島市南区	99.79%
広島県	江田島市	95.97%
広島県	坂町	97.27%
広島県	三原市	93.49%
広島県	三次市	100.00%
広島県	庄原市	94.15%
広島県	神石高原町	100.00%
広島県	世羅町	100.00%
広島県	大崎上島町	93.24%
広島県	大竹市	100.00%
広島県	竹原市	99.99%
広島県	東広島市	96.98%
広島県	廿日市市	98.29%
広島県	尾道市	98.25%
広島県	府中市	95.25%
広島県	府中町	100.00%
広島県	福山市	97.75%
広島県	北広島町	100.00%

中国管内市町村の整備状況：山口県（97.65%）

山口県	阿武町	93.21%
山口県	宇部市	97.33%
山口県	下関市	96.54%
山口県	下松市	97.49%
山口県	岩国市	99.86%
山口県	光市	99.25%
山口県	山口市	99.94%
山口県	山陽小野田市	91.37%
山口県	周南市	98.59%
山口県	周防大島町	99.96%
山口県	上関町	100.00%
山口県	長門市	100.00%
山口県	田布施町	94.90%
山口県	萩市	90.91%
山口県	美祢市	100.00%
山口県	平生町	99.88%
山口県	防府市	98.46%

2 BBユニバーサルサービス制度の概要

電気通信事業法及びNTT法の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）（概要）

基礎的電気通信役務について他の電気通信事業者が提供しない区域における提供の義務を負う最終保障電気通信事業者について規定するほか、NTT東西の業務の範囲を見直す等の措置を講ずる。

1. ユニバーサルサービスの確保

- NTTの電話のあまねく提供義務を見直し、電話・ブロードバンドともに、複数事業者が連携して全国をカバーする最終保障提供義務※を設ける。

※責務の担い手は、指定事業者（申請により指定を受けて交付金を受ける者）がいる地域では指定事業者、指定事業者がいない地域ではNTT東西

（あまねく提供義務：他事業者の提供地域を含め、全国あまねく提供する責務
最終保障提供義務：誰も提供していない地域でのみ、提供する責務）

2. NTT東西の業務範囲規律の見直し

- NTT東西の県域業務規制（本来業務を県内通信を扱う業務に限定）は撤廃するなど、業務範囲の規制を緩和する。

3. 通信インフラの維持・確保

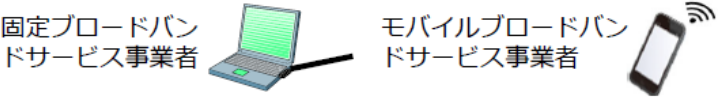
- NTT東西の線路敷設基盤（電柱・管路等）の譲渡等を認可対象とする。
- インフラシェアリング事業者※について、適正・公平な利用等を担保した上で、公益事業特権（土地等の使用に係る権利）を付与する。

※基地局用の鉄塔等を携帯電話事業者に貸し出す事業を行う者

4. 電気通信番号制度の見直し

- 番号使用計画の認定の欠格事由に特殊詐欺犯（詐欺罪等）を追加する。

ユニバーサルサービス（基礎的電気通信役務）制度の概要（今まで）

電 気 通 信 事 業 法	電話のユニバーサルサービス （第一号基礎的電気通信役務）		ブロードバンドのユニバーサルサービス （第二号基礎的電気通信役務）	電 気 通 信 事 業 法
	 固定電話 公衆電話 緊急通報 (110, 118, 119)  ※携帯電話等は、ユニバーサルサービスではない。	該当するサービス	ブロードバンドサービス (FTTH、CATVインターネット(HFC方式)、ワイヤレス固定ブロードバンド(専用型)※)  ※固定通信サービス向けに専用の無線回線(例：地域BWAやローカル5G)を用いて提供するもの。	
	● 契約約款の届出義務 ● 役務提供義務 ● 技術基準適合維持義務	ユニバ提供事業者に対する業務規律	● 契約約款の届出義務※1, ※2 ● 役務提供義務 ● 技術基準適合維持義務 ※1 契約数が30万を超える事業者 ※2 特段の合意がある場合は、届出契約約款によらない役務提供も可能	
	 携帯電話事業者 固定電話事業者 IP電話事業者	負担事業者	 固定ブロードバンドサービス事業者 モバイルブロードバンドサービス事業者	
	第一種適格電気通信事業者 NTT東日本及びNTT西日本を指定	支援対象事業者	第二種適格電気通信事業者 NTT東日本、NTT西日本及びZTVを指定	
	63.7億円 (令和6年度認可)	交付金	令和8年度までに交付金の運用を開始する 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版 (令和6年6月21日 閣議決定)	
NTT法	NTT持株、NTT東日本、NTT西日本 ※サービス提供は、NTT東日本、NTT西日本が実施	ユニバ提供の責務	なし	NTT法

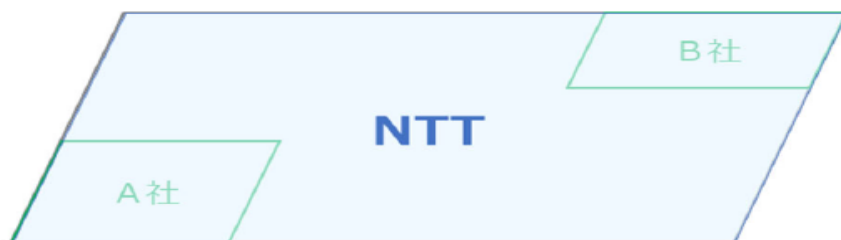
ユニバーサルサービスに関する責務の見直し

15

●NTTの電話の「あまねく提供責務」を見直し、電話・ブロードバンドともに、複数の事業者が連携してカバーする「最終保障提供責務」を創設する。

現在

NTTが他事業者がいる地域でも提供責務を負う
「あまねく提供責務」

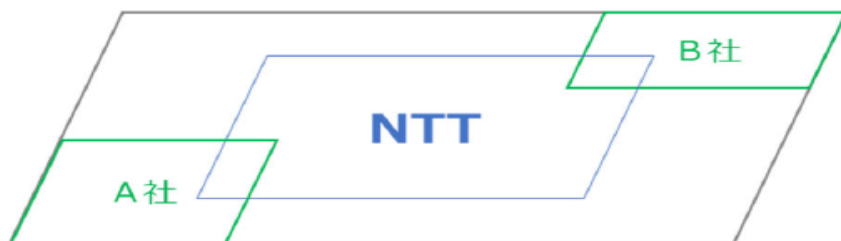


見直し後

複数の事業者が連携してカバーし、
NTTが他事業者がいない地域のみ提供責務を負う
「最終保障提供責務」



NTTを含め、
提供責務を負う事業者はいない



複数の事業者が連携してカバーし、
NTTが他事業者がいない地域のみ提供責務を負う
「最終保障提供責務」



※最終保障提供責務に基づき提供される電気通信役務の提供場所の近隣の電気通信事業者は、当該電気通信役務の円滑な提供に必要な協力をする義務を負う。この協力に関する協定等の締結を申し入れたにもかかわらず、協議に応じないとき等は、あっせん・仲裁等の対象となる。

**ご質問・ご相談等ございましたら
担当課へお繋ぎしますので、
事務局あてに御連絡ください。**

総務省 中国総合通信局 情報通信部 情報通信振興課
メール：chugoku-shinko@ml.soumu.go.jp
電話：0 8 2 - 2 2 2 - 3 4 6 6